

「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」設置要綱

平成22年6月3日制定

(目的及び設置)

第1条 「防府市子ども読書活動推進計画」(以下「計画」という。)を効果的に推進するため、「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 協議会は、委員20名以内を以て組織し、委員は、次の各号に掲げる職にある者の中から教育委員会が依頼する。

- (1) 保護者
- (2) 学校関係者
- (3) ボランティア・民間団体関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第3条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けるときは、その職を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 家庭、地域、学校等及び市立図書館における子どもの読書活動の実態や、ニーズの把握に関すること。
- (2) 計画の達成状況や、施策事業の進捗状況に関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進のための、啓発活動・イベント等に関すること。
- (4) 関係団体・機関等の連携・協力の調整活動に関すること。
- (5) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。